

令和 6 年度 大野城市人権政策審議会 第 1 回会議 議事録

日 時 令和 6 年 6 月 19 日（水）14：00～15：05
場 所 大野城市役所 本館 2 階 212 会議室
出席委員 溝口会長 見城副会長 坂本委員 佐藤委員 井石委員 川邊委員
松岡委員 大林委員 安成委員
欠席委員 田丸委員
事務局職員 〔人権男女共同参画課〕 永野課長 高地係長 村田主任臨床心理士

〔開会 14時00分〕

- 1 後任委員辞令交付
- 2 開会
- 3 会長あいさつ 溝口会長よりあいさつ
- 4 委員紹介
- 5 報告

大野城市人権問題に関する市民意識調査の実施について（資料当日配布）

○高地係長

それでは、次第の 5、報告に移りたいと思います。

本件については、本日資料を配付させていただいております。

説明について、人権男女共同参画課長からさせていただきます。

○永野課長

この令和 6 年度大野城市人権問題に関する市民意識調査と書いた資料に従って説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

先ほど溝口会長のほうからもお話がありましたが、今年が 5 年に一度の市民意識調査の実施の年ということになります。この調査を実施する際には、審議会の委員の皆様には、実施についてこういう形で実施しますよというご説明をさせていただいております。

ただ、これについては、本来この審議会の条例上の審議事項ではないのですが、一応皆様に知っておいていただきたいということで、今回も議事ではなく、報告という形で説明をさせていただく形を取らせていただいております。

それでは、お配りしております資料は、A 4 用紙 1 枚の令和 6 年度大野城市人権問

題に関する市民意識調査と書いたものと、調査項目を一覧にした用紙、それから調査票の案、市民意識調査のご協力をお願いと表に書いているものです。それと参考として、前回の市民意識調査の調査票をつけております。全てございますかね。よろしいですか。

それでは、このA4、1枚紙の資料に沿って説明させていただきます。

まず、1の調査の目的ですけれども、現在の大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画の計画期間が令和7年度で満了ということになります。そのため、令和7年度中に指針と計画の改定を行う必要があります。今回の調査は、そのための基礎資料を得ることを目的として実施するものでございます。

2の調査対象者と3の調査対象者数ですけれども、大野城市内に居住する18歳以上の男女2,000人としております。この各世代の分布とか地域の分布は、実際の人口の比率に合わせて抽出するという形を取っております。

それから4の計画の期間ですが、8月16日金曜日から9月6日金曜日までの約3週間を予定しております。

5、調査方法については、基本的には調査対象者に対して、今日お配りしているのと同じ調査票を郵送して、回答を返送していただくという形で行いますが、今回から初めてインターネットによる回答方法を併用する形で実施する予定としております。

実施方法としては、郵送した調査票にQRコード、ここにQRコードと書いていますけれども、すみません、文字でしか入っていませんが、ここにQRコードを入れて、そのQRコードをスマートフォンなどで読み取っていただくことにより、回答をしていただくページに飛ぶような形になります。そこにこの調査票番号を入れていただいて、回答をしていただくことができるという形になっております。

6の調査の監修ですが、監修については、当審議会の会長であります溝口先生のほうをお願いをしております。

続いて、本日お配りしております調査票（案）について説明をさせていただきます。

この調査は5年ごとに実施しておりますが、前回の調査から見直しを行った部分、経年変化を確認するために継続して調査を行う部分がございます。それについては、先ほどのA4の紙の7のところにまとめてあります。

両方を見比べながら見ていただければと思うんですけれども、まず、7の（1）見直しを行う部分のアのところですが、近年の世の中の関心が高まってきている事項について、差別につながる具体的な意識や行動についての質問を設けています。これが

分かりやすい部分では、調査票の5ページの問6のところの(6) (7) 辺りが今回新たに加えた質問として特徴的なものです。6はSNSに関する質問、どういう認識かということです。7は性的少数者に関する質問、これらは特にこの5年間で注目が高まっておりますので、メディアリテラシーに関する意識や性的少数者に対する意識がどうかというところを問いたいというところでこういった質問を設けております。あと後半のほうでは、調査票の10ページ辺りから、性的少数者に関する人権問題から働く人に関する問題、これはハラスメント問題とかですね。あと11ページの⑪インターネットによる人権侵害問題。これは前回もありましたが、今回も入れております。この辺の部分が今回特に注目を集めている部分についての質問を見直したり加えたりした部分でございます。

それから、元に戻っていただいて、イに戻っていただきます。差別や人権侵害の経験を尋ねる質問については、前は自由記述による回答としていたのですが、統計的な分析を容易にするため、選択肢を選ぶ回答方式としましたというところで、これは調査票の3ページ、4ページ辺りですが、問4から問5のところに選択肢で質問を入れております。

前回の調査票の、3ページのところに自由記述の部分があるのですが、こういった記入欄に記述してくださいという形の質問だったのですが、これだと統計を取るのがなかなか大変なので、今回は福岡市とか県の質問も参考に、選択肢を選んでいただくような質問に換えております。

続いて、(2) 継続して調査を行う部分ということですが、これは調査票の2ページの人権問題への関心という部分と、こういった人権問題に興味があるか、関心を持っているかという質問ですね。それから6ページ以降の同和問題をはじめとする個別の人権課題についての質問などは、多少修正をしたり減らしたりした質問もあるのですが、基本的には経年変化を確認するために引き続き質問を設けているという形を取っております。

最後に、(3) その他のところですけど、アですが、参考としてつけております、先ほども見ていただきました前回の質問票の中では、全ての漢字に振り仮名を振っております。今回は記載をしておりません。これは振り仮名を記載した場合、調査票全体としては少し見にくくなるという部分があるというのが一つと、あと、どうしてもページが相当かさんでしまうので、郵送料の負担がかなり大きくなります。そういうこともあって、今回は記載しませんでした。ただし、振り仮名入りの調査票は作成

しないということではなくて、作成して、これもQRコードを読み取っていただく形で、ホームページ上で希望する方は閲覧できるような形を取ろうかなと思っております。

それから、（３）その他のイですが、質問の総数についてですが、この調査はもとも幅広い分野の質問を行うために質問数がかなり多くなっております。今回も新たな質問などもございますが、回答する方の負担を考慮して、減らすところは少し減らして、前回の質問数を超えない範囲の質問数にしております。

調査票についての説明は以上でございまして、この調査票の案については、今回監修をお願いしております溝口会長には事前にご覧いただいて、ご意見をいただきまして、その上で修正を行っております。

ここまでの説明に対しまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

○川邊委員

振り仮名をつけるというのは、どういう理由からだったのか。外国人とか日本語が不自由な方のためという意味でしょうか。

○永野課長

そういう意味だと承知しております。前回の調査のときに、この審議会のときに委員の方からご意見が出て、こういった形を取ったというふうに前任者からは聞いております。

ただ、そうしたために郵送料が不足してしまって、結果的にいろいろ予算上の措置を行って、何とか行ったようなんですが、今はいろいろデジタルの利用によってその辺はカバーできるのかなと思うので、今回は振り仮名を振らないという形でさせていただきます。

ほかには何かございませんでしょうか。よろしいですか。

では、続けさせていただきます。

本件については、この後、来月の初旬までには最終的な決裁を取って、調査票の発送に向けた準備を進めていきたいと考えております。そのため、時間的な余裕はあまりないんですけれども、本日お配りいただいた調査票（案）に関して、もし改めてご覧いただいて、表現等に気になる部分などあれば、例えばメールとか電話とかで構いませんので、ご連絡いただければと思います。特にこれに関しては様式等を設けておりませんので、内容が分かるようにお伝えいただければ結構でございます。最初ご説明したとおり、本件は当審議会の条例上の審議事項ではないですけれども、いただい

たご意見についてはできる限り修正等について検討させていただきたいと思っております。もしご連絡いただく場合は、6月24日月曜日までにご連絡いただければ修正等を入れられるかなと思いますので、期間が短くて申し訳ありませんが、今日お配りしておりますので、お戻りになってご覧いただく時間があれば見ていただければと思います。

この調査は、今後の予定としては、夏に調査を行って、秋に集計を行い、今年度末には報告書としてまとめる予定としております。

説明については以上です。

6 議事

○高地係長

では、続きまして、次第の6の議事に移ります。

ここからの議事進行については溝口会長にお任せしたいと思います。

それでは、溝口会長、よろしくお願いいたします。

○溝口会長

それでは、今日の内容について進めていきたいと思っております。

議事（1）第3次大野城市人権教育・啓発基本指針及び同指針に基づく実施計画の改定についてということで、事務局のほうから改定した中身についてお話しください。よろしくお願いいたします。

○永野課長

それでは、第3次大野城市人権教育・啓発基本指針及び同指針に基づく実施計画の改定についてと書いたA4の1枚紙、それから指針、それから実施計画、それぞれの改定前・改定後を比較した表がついたものをお配りしています。こちらについて説明いたします。

本件については、昨年からはほとんどの委員さんがいらっしゃっていますので覚えてらっしゃる方もおられるかもしれませんが、昨年の会議の中で人権教育・啓発基本指針の概要版を皆さんに見ていただいた際に、幾つかの文言の表現等について溝口会長から主にご指摘をいただきました。

昨年度の間に概要版に関しては修正を行って、皆さんにご確認いただくことができたのですが、指針本体、あと実施計画については分量も多かったもので、全体を見直した上で次年度第1回目の審議会で提案させていただくというふうに説明させていただ

いておりました。

この提案がその内容を示したものとなっております。

本日はこのA4、1枚紙の説明資料と新旧対照表をお配りしておりますが、この資料のほうでお話をさせていただきたいと思います。

修正内容についてですが、2の修正内容のところの（1）基本指針と実施計画共通で修正した文言でございます。

「同和問題」という文言を「同和問題（部落差別）」という形に修正をしております。これは現在の表記の仕方が、同和問題と部落差別の両方を併記する形が取られているということを受けて修正をするものでございます。ただし、これについて研修名の一部として使用されている同和問題、例えば人権同和問題研修とか、そういう一連の流れの文言になっているものについてはそういった形を取っておりませんし、過去の資料からの引用である場合などについてはそういった形を取っておりませんが、それ以外、単独で使われてある「同和問題」という文言については、（部落差別）をつけて併記しているという形を取っております。

それからもう一つは、「正しい人権感覚」という文言について、人権感覚について正しい、誤っているという言い方はちょっとどうかなというご意見をいただいておりますので、これについては「豊かな人権感覚」というふうに修正をいたします。

次に、（2）のところですが、基本指針のみの変更点でございまして、基本指針中の28ページのところですが、刑を終えて出所した人に関する問題の中に「保護監察官」という字が書いてあるのですが、「監察」の「監」の字が「監督」の「監」の字になっていたのですが、これは「観る」という字の「観」の字が正しかったので、これは誤植ということで修正をいたします。

それから資料編に関してですが、資料6の「大野城市人権を尊ぶまちづくり条例」については、昨年12月に改正をいたしましたので、新たに改正をいたしました「大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例」に差し替えをいたします。

それからもう一つ、昨年度、安成委員からご意見をいただいておりますが、「大野城市男女共同参画条例」を資料編の中の資料8に加え、資料8に入れておりました「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を資料9というふうに修正をいたしております。

以上の点について修正をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

これは当初改定時から3年以上が経過しておりますので、どこまで今の時点でやるかというところ、難しいところで、本来ならば指針の後ろの年表なども修正すべきところかもしれませんが、次期改定まで1年半というところで、今回でご了解いただけるのであればこの内容とさせていただいて、全体的な見直しは次期改定の中で整理させていただこうかと考えております。

説明については以上でございます。

○溝口会長

今の説明につきまして、何か皆さん、ご質問とかありましたら。文言の修正であったり語句の訂正であったりという中身でしたが、この形でよろしいでしょうかね。

では、これで進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、本件については承認していただいたということで、次に進めていきたいと思っています。

次に、(2)基本指針に基づく令和5年度の進捗状況調査報告書について、説明をお願いします。厚い中身になりますので。

○永野課長

そうですね、今日は内容が盛りだくさんなので、あまり長々と説明しないようにしたいと思うのですが、事前にお配りさせていただいておりました進捗状況報告書の案です。今年度当初に各課に照会いたしまして、出てきたものをまとめております。

例年ご審議いただいておりますが、まず、今年度のスケジュールから説明させていただきたいと思います。

今年度も例年どおり、進捗状況報告書の策定に当たって3回の会議を予定しております。既に日程調整させていただいておりまして、第1回は本日、第2回は7月31日の水曜日午前10時、第3回は9月9日月曜日14時を予定しております。

流れとしましては、最初に溝口会長のほうからも少しご説明いただきましたが、本日お配りしております進捗状況報告書の案について、主立った事業を本日この後、説明させていただいて、その上で委員の皆様から各事業についてご意見やご質問をいただきたいと思いますと思っています。

これについては、本日説明後にいろいろ意見を出していただくという部分もございますでしょうし、また、本日お配りしております意見書の様式がございます。そちらで後日提出していただくという形を取っていただくこともできます。その場合の提出方法は、メールでも紙でもどちらでも構いませんので、ご希望があれば様式のワード

データをメールで送付させていただきますので、担当までお申しつけください。提出期限は7月5日金曜日までとさせていただきます。

いただいた質問については回答を作成するとともに、意見については進捗状況報告書の審議会意見欄に掲載する文案を策定し、それらを第2回の会議で提案させていただきたいと思っております。進捗状況報告書のそれぞれの事業のページの下の方に審議会意見という欄がありますね。そこに審議会としての意見を書き加えますので、その案を作成するという形になります。

第2回会議でその内容についてご審議いただいて、第3回会議に、第2回会議でのご意見を踏まえて必要な修正を加えた最終案と、それに対する、一番下にある担当課回答という部分まで記載したものをお示しし、最終的な確認をしていただいた上で完成という形になります。

その後、市長への報告を行った後、市民の皆さんへの公表を行って、終了という形になります。

ここまででご質問等はございませんでしょうか。

○溝口会長

見通しということで説明がありましたけど、何かこの点についてご質問がありましたら。

では、続けてお願いします。

○永野課長

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

事前にお配りしました「第3次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画令和5年度進捗状況報告書（案）」の冊子の目次のページをご覧ください。

報告書に記載している施策は、総合的施策では8分野で、この中には19の事業がございます。分野別施策では9分野、この中には36の事業があります。これらの施策に対してご意見をいただき、その意見を5ページ以降の報告書中の、先ほども申しましたが、審議会意見欄に記載することとなります。

本日の審議の進め方ですが、施策の概要について特徴的なものを中心に説明をさせていただきます、その上でご意見やご質問をお受けしたいと思います。

それでは早速、進捗状況報告書の内容について説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

このページには、進捗状況報告書全体に対する審議会の総括的意見を掲載すること

となります。総括的意見については、今回、空欄の状態にしておりますが、次回の第2回会議までに今回の審議会での議論やご意見を参考にしながら事務局で文案を作成し、委員の皆様にお示ししたいと考えております。

次に、2ページをご覧ください。

このページには、各進捗状況報告書全般にわたっての共通的な意見がある場合にその意見を記載し、それに対する担当課の回答を記載するものでございます。この総括的指摘事項については、必ずしも毎年度作成、掲載されるわけではございません。

次に、3ページをご覧ください。

令和5年度の事業評価の考え方について掲載しております。実施事業の成果の度合いは、S、A、B、Cのいずれかで評価しております。例えば期待どおりの成果であった場合は、A表記としております。

また、令和5年度の審議会でもいただいた意見に基づき、PDCAサイクルを厳格にするために様式の項目名の記載方法を見直しておりますので、そちらのほうをご確認ください。

それでは、ここからは各事業の進捗状況についてご説明いたします。

まず、5ページからの総合的施策に関しましては、個別の事業についてではなく、令和5年度の事業運営全体としての特徴などについてお話をさせていただきたいと思っております。

ここでは就学前教育、学校教育、家庭教育、地域、企業のそれぞれの場における取組と教育啓発の手法等に焦点を当てた内容となっております。

昨年度の事業運営における最も大きな出来事は、コロナ5類移行ということになるかと思います。令和4年度においても一定の制限下において各種の活動は回復傾向にありましたが、令和5年度においては完全に制限がなくなり、活動内容としてはコロナ前に戻ったと言えるのではないかと思います。特に子供たちの体験活動が通常どおり実施できるようになったという点で、就学前教育や学校教育における制限がなくなったことの意義は非常に大きかったのではないかと思います。

しかし一方で、コロナの3年間で事業実施が途切れた影響はまだ残っております。

7ページに記載しております子どもたちの「いのち」を守る研修会のところをご覧くださいと、4年ぶりに会場での通常開催による実施という形が取れたのですが、令和5年度の評価の担当課課題欄に記載しているとおり、集客についてはま

だコロナ禍前ほどには戻っていないということです。

これはほかの事業にも見られる傾向ですが、要因としてはコロナ以前までの毎年参加してきたという流れが一度途切れてしまったということが一つあるのかなと。それから、数年実施されなかったことによって、事業そのものの認知度が少し下がってしまったというところ、それからネット環境の普及に伴って会場にまで出向くことの心理的なハードルが少し上がってしまったのかなと。そういったところで、この事業に限らずですが、なかなか制限がなくなったからというところで、市中のレジャー施設なんかは以前を上回るような状態になっているようですが、こういった啓発活動とか毎年やっていた事業に関しては、なかなか人数が戻り切れてないというところがあるのかなというところがございます。

また、実施する側についても、コロナ禍で途絶えた3年間で人事異動などもありまして、どうしても運営のノウハウなどが引き継ぎ切れていないなどの問題が残っている部分もあるのかなと感じているところがございます。

コロナ後の事業展開として、単にコロナ前に戻るというのではなく、新たな事業展開を探っていく必要があるのではないかなと考えております。そうした意味では、啓発手法としてはコロナ禍の制限がなくなっても、インターネットによる動画配信を引き続き行っている事業もでございます。それは13ページに記載しておりますコミュニティ別人権・同和問題研修会、それから15ページに記載しております人権をまなぶ講座でございます。

コミュニティ別人権・同和問題研修会については、会場開催と動画配信の併用、それから人権をまなぶ講座については、動画配信のみで実施いたしました。両事業ともコロナ禍をきっかけに動画配信を始めたんですけれども、コロナ禍の制限がなくなった昨年度も、配信のメリットを考慮して、あえて引き続き動画配信を続けました。その結果、動画視聴回数は、コミュニティ別研修が令和4年度の282回から、制限がなくなった後ですが、496回に増えました。人権をまなぶ講座は四つの講座の合計で、令和4年度551回だったのが1,301回というふうに大幅に伸ばすことができました。やはりコロナ禍を経て、動画配信などの手法が参加者にも定着しつつあることが分かります。

しかし、動画配信も、13ページの担当課課題のところに記載しておりますが、著作権などの関係で使用できる教材、特に映像物とかは使用できるものが限られるというところと、研修内でグループワークなどの実施が難しいというところがございます。

そういったデメリットもあることから、研修内容に応じた柔軟な対応をしていくことが求められるのかなと考えております。

ちょっとざっとした話になってしまいましたが、総合的施策についての説明は以上とさせていただきます。

○溝口会長

では、そこまでで総合的施策の幾つかを提起されて説明がありましたけれども、今、聞かれた中身とか、言われてちょっと気になったところがありましたら、今、ご質問等を伺っておりますが。

なければ、またもう一回じっくり見ていただいて、ご意見等を送っていただいたらいいのかなと思っていますので、では、すみません、先に進めていきたいと思います。

では、次に2番の分野別施策のほうをお願いします。

○永野課長

分野別施策については、各分野について幾つか特徴的な取組を紹介させていただこうと思います。

同和問題では、36ページ、市民を対象とした講演会の開催、啓発情報の発信による啓発の令和5年度実績、実施内容の下ほどに記載しております人権・同和啓発推進員初級講座、中級講座についてですが、この講座では職員や市民の啓発リーダーになっていただきたい方に参加していただいております事業ですけれども、今年度、筑紫野市の隣保館に訪問するフィールドワークを実施しました。これは人権リーダーとして受講生が少しでも部落差別を自分事として考え、実感を持って今後啓発に携わっていくためには、被差別当事者や差別の現場、そのための取組などを実際に見て、聞いて、感じてもらうことが必要ではないかということで実施したものです。

これは昔、私がこの講座を受けた十数年前はやっていたのですが、しばらく途切れておりました。また地協さんともいろいろお話をし、受入れをしていただけたということでしたので、数年ぶりに再開をしたというところでございます。非常に好評でしたので、今後もフィールドワークについては継続していきたいと考えているところでございます。

次に、2の女性に関する問題に移らせていただきます。

42ページをご覧ください。

ここでは、男女平等推進センターの事業の状況について記載をさせていただいております。男女平等推進センターについては、まどかぴあをコロナのひどい時期は閉め

ている時期もありましたので、事業参加数に関してコロナの影響が非常に多かったのですが、徐々に回復をしてきている状況です。しかし、これもコロナ前の令和元年度の参加者数が2万3,000人程度であったことを考慮すると、まだ戻り切れてないという状況でございます。ここからいかに参加者を増やしていくかについては、デジタルの活用等も含めて検討していく必要があるものと考えております。

次に、3番の子供の人権問題について、54ページをご覧ください。

子ども・若者育成フォーラムについて、SNSをテーマにした事業をライブ配信で実施しております。これはこども・若者政策課の事業ですが、若者のコミュニケーション手段のほとんどをSNSに頼る現状を考慮すると、参加者、テーマ、実施方法について、非常によく考えられている事業だと感じました。若い人に直接的に訴える事業の在り方というのを提示できたという点では、非常に今後につながる事業であったのではないかと感じております。

少し飛びまして、大分飛びますが、80ページをご覧ください。

こちらは、先ほど1の総合的施策の中でも触れましたコミュニティ別人権・同和問題研修会についてですが、先ほどは実施方法についてのお話をしましたが、今度は研修内容についてのお話でございます。

インターネット上での差別や人権侵害が非常に深刻化してきております。先ほどあいさつの中で井石委員からも出ましたが、特に今後はAI、チャットGPTなどの登場によって非常に難しい状況が予想されるという中で、昨年度はインターネットと差別ということで、インターネットの問題を本市の同和問題啓発強調月間のメイン事業であるコミュニティ別人権・同和問題研修会で取り上げました。差別や人権侵害の多くがインターネットを介して行われるという社会状況になっておりますので、今後もインターネットとの付き合い方については繰り返し啓発を進めていく必要があるものと考えております。

続いて、8の働く人に関する人権問題について、85ページをご覧ください。

大野城市では昨年度、職員のハラスメント防止規定を施行いたしました。以前はセクシャルハラスメントについてだけしか規定がなかったのですが、パワーハラスメント、そのほかカスタマーハラスメントなども、今、注目されておりますけれども、様々なハラスメントに対策が取れるように体制を整えたものでございます。

最後に、その次の86ページをご覧ください。次のページになります。

昨年は人権週間講演会において「性の多様性と人権」と題しまして、性的少数者の

人権をテーマに実施いたしました。これは昨年度からスタートした第5次大野城市男女共同参画基本計画において、性的少数者への理解の促進という項目を重点項目として掲げたことを受けて実施したものでございます。近年、非常に社会的にも性的少数者の人権に対する関心や認識が高まってきておりますので、今後も引き続き啓発を進めていきたいと考えておるところでございます。

分野別施策についての説明は以上でございます。

○溝口会長

では、いくつかについては説明いただきましたし、ちょっと見られて、ここは気になったんだけどというところがありましたら、今、ご質問いただけたらと思いますが。

○見城副会長

85ページの働く人の人権に関する問題のところですけども、ハラスメント対策委員会の委員さんは8人いらっしゃいますけど、どのような立場の方が委員さんになっておられるのでしょうか。

○溝口会長

お願いします。

○永野課長

私も実は入っておりますけれども、人権分野、あと人事の人間も入っておりますが、あと組合から選出された代表者、あと教育委員会の庶務担当課長とか、そういったところで、職員の中で構成をされております。

○見城副会長

職員の方で構成されたハラスメント対策委員会ということですか。

○永野課長

そうですね。

○見城副会長

対策するということは、ハラスメントされた方がその場にとかいう場所ではないわけですね。

○永野課長

相談窓口の職員となる人たちはまた別に、うちの係長の高地も入っておりますが、人権分野、これも組合からの選出、何名かで構成されています。

○高地係長

相談員6名。

○永野課長

6名で構成しております。

○見城副会長

ありがとうございます。

○溝口会長

では、ほかにごいませんか。

それでは、もう一回全体的に見ていただいて、気になる点がありましたらご質問なり、ここはこんなふうに捉えるべきではないかというご意見等も含めてお寄せいただきたらと思っています。どうぞよろしくお願いします。

では最後に、その他ということで、事務局のほうから何かありますでしょうか。

○永野課長

今日は私のほうから長々と説明させていただいて、それを受けて次回、意見をたくさん提出していただければと思っております。

まず、最初にご説明させていただいた人権問題に関する市民意識調査に関しましては、先ほどお話ししましたとおり、表現等に関して気になる部分等ございましたら、6月24日月曜日までに電話やメールなどでご連絡いただければと思います。特にご連絡等がなければ、このまま実施に向けた手続を進めさせていただきたいと思っております。

また、2番目に説明をさせていただいた第3次大野城市人権教育・啓発基本指針及び同指針に基づく実施計画の改定に関しては、本日ご承認いただきましたので、次回、改定後の指針を作成し、次回の会議の際に皆様にお配りをしたいと思っております。

最後に、進捗状況報告書についてです。本日説明させていただいた内容を踏まえて、改めて資料を確認していただいて、質問や意見についてはお手元に配付させていただいております意見等提出用紙に必要事項を記入の上、7月5日までに人権男女共同参画課へ持参でももちろんいいですし、ファクス、メール、何でも構いませんので、いずれかの方法でご提出いただければと思います。

提出された意見や質問については、事務局で取りまとめて、次回審議会までに回答などをお示ししたいと思っております。

また、先ほども申しましたが、意見等提出用紙のワードデータを希望される場合は、その旨事務局までお申しつけください。よろしくお願いいたします。

説明については以上でございます。

○溝口会長

全体を通して何かございますでしょうか。

次回が皆さんから質問、修正していただくことを基にした論議になると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

これから今日の審議会は終わっていきたいと思うのですが、6月19日は、6.19、福岡大空襲が79年前になりますかね、あった日になります。学校では子供たちに福岡大空襲の話をされているところもあるのではないかなと思っています。そういうことも考えながら、今あっている状況、各地でいろいろなことがまだ続いていますので、そういうことも心に留めながら、注視していく必要があるのかなと思っています。

今日は審議の最後までどうもありがとうございました。

では、事務局お願いします。

○高地係長

溝口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様もご審議ありがとうございました。

それでは、終わりの言葉を人権男女共同参画課長から申し上げます。

○永野課長

この審議会は今の任期が2年目ということになりまして、2年任期ですので、今回の審議で今の委員の皆様は一応任期末ということになります。11月4日で任期が満了ということになりますので、既に有識者の委員さん何人かの方にはお話をさせていただいているのですが、これから各団体の皆様の選出先のほうに改めて推薦依頼等を出させていただく形になります。一応最大3期までできますので、もしよろしければお付き合いいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また次回、7月の末になりますけれども、資料を事前に送付させていただきますので、ご覧いただいて、ご準備いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○高地係長

それでは最後に、次回の日程についてだけお知らせをさせていただきます。

次回は7月31日水曜日10時から、会場は今回と同じ212会議室を予定しております。

これをもちまして第1回の人権政策審議会会議を終了いたします。皆様、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

5 おわりのことば 永野人権男女共同参画課長

6 閉会

〔閉会 15時05分〕